

長崎県災害時受援計画

令和 2 年 7 月
長 崎 県

目 次

第1章 総則.....	4
1 計画の目的.....	4
2 基本的な考え方.....	4
(1) 計画の位置付け.....	4
(2) 対象とする災害.....	4
(3) 計画の対象範囲.....	4
(4) 災害時の業務継続と受援.....	4
(5) 計画の見直し.....	5
(6) 留意事項.....	5
3 拠点施設.....	5
(1) 広域応援部隊活動拠点.....	5
(2) 広域物資輸送拠点（県物資拠点）.....	5
(3) 地域内輸送拠点（市町物資拠点）.....	5
4 南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン（イメージ）.....	6
第2章 受援体制.....	7
1 基本的事項.....	7
(1) 県災害対策本部.....	7
(2) 県現地災害対策本部.....	7
(3) 市町災害対策本部.....	7
2 県災害対策本部の受援体制.....	8
(1) 人的支援班.....	8
(2) 物資支援班.....	9
3 受援関連業務スペース等の確保.....	9
(1) リエゾン等の活動場所.....	9
(2) 政府現地対策本部の設置場所.....	9
(3) 休憩室等の確保.....	9
4 費用負担.....	10
第3章 救助・救急、消火活動の受入れ.....	11
1 概要.....	11
2 応援部隊の支援受入れ行動タイムライン.....	11
3 広域応援部隊の要請.....	12
(1) 自衛隊への要請.....	12
(2) 緊急消防援助隊への要請.....	12
(3) 警察災害派遣隊への要請.....	12
(4) T E C - F O R C E（緊急災害対策派遣隊）への要請.....	13
4 広域応援部隊の活動拠点の選定、開設.....	13
(1) 広域応援部隊活動拠点の選定.....	13
(2) 活動拠点の開設、要請手続等.....	14
(3) 職員の派遣.....	14
(4) 活動拠点へ進出する広域応援部隊への情報提供.....	14

(5) 広域応援部隊のための燃料の確保.....	14
(6) 活動状況の報告.....	15
(7) 活動拠点の閉鎖及び施設の状況確認.....	15
(8) 拠点施設の利用に要した経費の負担等.....	15
第4章 保健・医療・福祉活動の受入れ.....	16
1 概要.....	16
2 医療救護活動の支接受入れ行動タイムライン.....	16
3 保健医療福祉活動の体制.....	17
(1) 保健医療福祉調整班の設置.....	17
4 人的支援（医療救護）の要請.....	18
(1) DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）.....	18
(2) 災害医療コーディネーター.....	18
(3) DMAT（災害派遣医療チーム）.....	18
(4) DPAT（災害派遣精神医療チーム）.....	18
(5) その他の保健医療福祉活動チームへの派遣要請.....	18
5 医薬品等の確保・供給.....	19
6 特殊栄養食品の確保・供給.....	20
第5章 自治体派遣職員の受入れ.....	21
1 九州・山口地域の概要.....	21
2 リエゾン（災害対策現地情報連絡員）等の受入れ.....	21
3 人的支援（自治体職員等）の要請.....	22
(1) 他の都道府県（主に県への応援職員派遣）.....	22
(2) 他の都道府県（被災市町への応援職員派遣）.....	22
4 主な受援対象業務およびタイムライン.....	24
第6章 物的支援の受入れ.....	25
1 基本的な考え方.....	25
(1) 物資の調達手順.....	25
(2) 支援方法.....	25
2 物的支援の受入・供給に関する体制.....	26
(1) 物資支援班の体制及び活動内容.....	26
(2) 物資の輸送・保管に関する協定.....	26
3 物資輸送拠点の確保と運用.....	27
(1) 広域物資輸送拠点の選定.....	27
(2) 県物資拠点の開設.....	27
(3) 拠点施設への職員派遣.....	28
(4) 拠点施設の閉鎖.....	28
(5) 拠点設置に要した経費の負担等.....	29
4 物資の調整.....	29
(1) 市町の需要把握と供給の確保.....	29
(2) 市町への供給量・搬送先の決定.....	30
(3) 物資調整に関する情報管理.....	30
(4) 義援物資の受入れ.....	30

(5) 配慮事項.....	30
5 物的支援の応援要請.....	31
(1) 協定締結事業者からの物資調達.....	31
(2) 知事会等に対する応援要請.....	31
(3) 国に対する応援要請.....	31
6 輸送手段の確保.....	31
(1) 輸送車両の確保.....	31
(2) 避難所等までの輸送.....	31
7 自動車燃料の確保.....	32
第7章 災害ボランティアの受入れ.....	33
1 基本的な考え方.....	33
2 ボランティアの受入れ整備と組織.....	33
(1) 長崎県災害ボランティア連絡会の組織運営委員.....	33
(2) 事業内容.....	33
(3) 体制図.....	34
3 県災害ボランティア本部と市町災害ボランティアセンターの設置.....	34
(1) 県災害ボランティア本部の設置.....	34
(2) 市町災害ボランティアセンターの設置.....	35
4 県及び市町の役割.....	36
(1) 県の役割.....	36
(2) 市町の役割.....	36
第8章 その他.....	37
1 市町における受援体制の整備.....	37
2 自助・共助の促進.....	37

第1章 総則

1 計画の目的

本計画は、県内で大規模災害発生時に、県内の体制のみでは十分な応急対策ができない場合、被災市町及び防災関係機関と連携し、県外からの広域的な支援を円滑に受け入れるための体制等を事前に整備しておくことにより、被災地方公共団体の行政機能を確保しながら、迅速かつ効果的な被災者支援を実施することを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 計画の位置付け

本計画は、長崎県地域防災計画を具体化する計画の一つとして位置付ける。

(2) 対象とする災害

本計画では、県内の被害の規模が甚大で、本県単独では十分な応急対応が実施できない災害を対象とする。なお、震度6強以上の地震が発生した場合には、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づき、九州・山口各県から災害対策現地情報連絡員（以下「リエゾン」という。）が派遣されることから、本計画に基づく対応を即時に開始する。

(3) 計画の対象範囲

ア 本計画は、大規模災害発生後、2週間以内における救助・救急、医療活動及び行政機能の維持等に係る人的支援及び被災者に迅速に物資を届けるための物的支援の受入れを対象とする。

イ 支援の受入れを円滑に行うためには、県と市町の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があることから、本計画では、県の受援業務のみならず、市町が行うべき基本的な受援業務についても必要な範囲で定めるものとする。

(4) 災害時の業務継続と受援

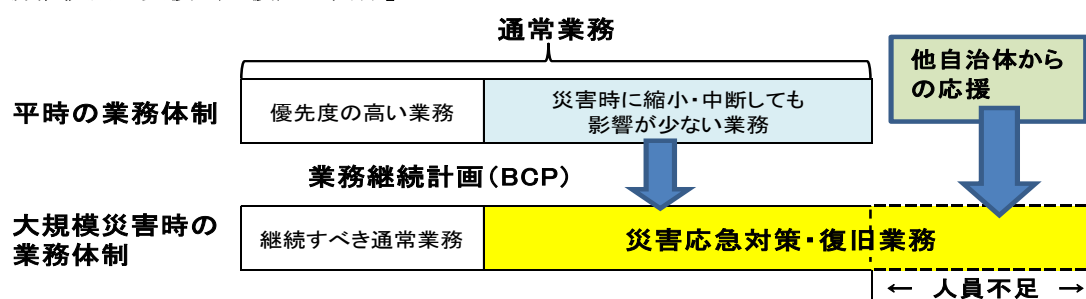
ア 業務継続の基本方針

- ・被害の影響を最小限に止めるために、災害応急対策業務と災害復旧業務を最優先に実施する。
- ・通常業務については、優先度の高い業務は発災後でも継続して実施するが、それ以外の業務は休止し、支障のない範囲で早期の再開を目指す。
- ・非常時優先業務の実施に必要な人的・物的資源は全庁横断的に調整する。

イ 受援

- ・本県の人的・物的資源では対応できない場合に備え、早期に国や他都道府県、関係機関等に対し応援を要請する。これに併せて、あらかじめ受援体制を整える。

【業務継続及び受援（応援）の関係】



ウ 非常時優先業務の概要

地震発災後、一定業務が軌道に乗るまでの2週間以内に着手する業務を対象とし、次の「非常時優先業務基準表（業務開始目標時間別）」に従い業務を整理

<p>①フェーズ1（～3時間以内）：初動体制確立、被災状況把握、情報発信</p> <p>・全庁的に初動体制の確立に向けた業務に取り組む</p>
<p>②フェーズ2（3時間超～3日以内）：応急活動、市町支援</p> <p>次の点から業務開始目標時間内に着手が求められる業務</p> <p>・県民等の生命、身体及び財産に重大な影響が発生する業務</p> <p>・他の災害応急対応機関（市町等）の活動に重大な支障が生じる業務</p> <p>・災害応急対策・災害復旧業務に不可欠である又は補完する通常業務 など</p>
<p>③フェーズ3（3日超～2週間以内）：災害復旧</p> <p>・状況に応じて対応していく災害復旧業務、優先すべき通常業務 など</p>

(5) 計画の見直し

本計画は、訓練を通じた検証や地域防災計画の改定、関係機関の体制変更等に応じて適宜見直すものとする。

(6) 留意事項

ア 災害の規模や収集した災害情報等に応じた柔軟な対応に留意する。

イ 本計画で定める内容に係る詳細な対応手順等については、必要に応じ、マニュアル等に別途定めるものとする。

3 拠点施設

本計画による県外からの広域応援部隊の活動や、物資の受入れ・配分等に必要となる拠点は、以下のとおりである。

なお、拠点となる候補施設をあらかじめ選定しておき、速やかに指定できるよう整備しておく。

(1) 広域応援部隊活動拠点

自衛隊、消防機関、警察等の応援部隊が、被災地において集結し、部隊の指揮・宿営・資機材集積、燃料補給等を行う活動拠点。県有施設や市町有施設の中から、発災後、速やかに選定し確保する。

ただし、災害の状況により、応援部隊がより適切と判断し、指定した施設等を活用することもできるものとする。

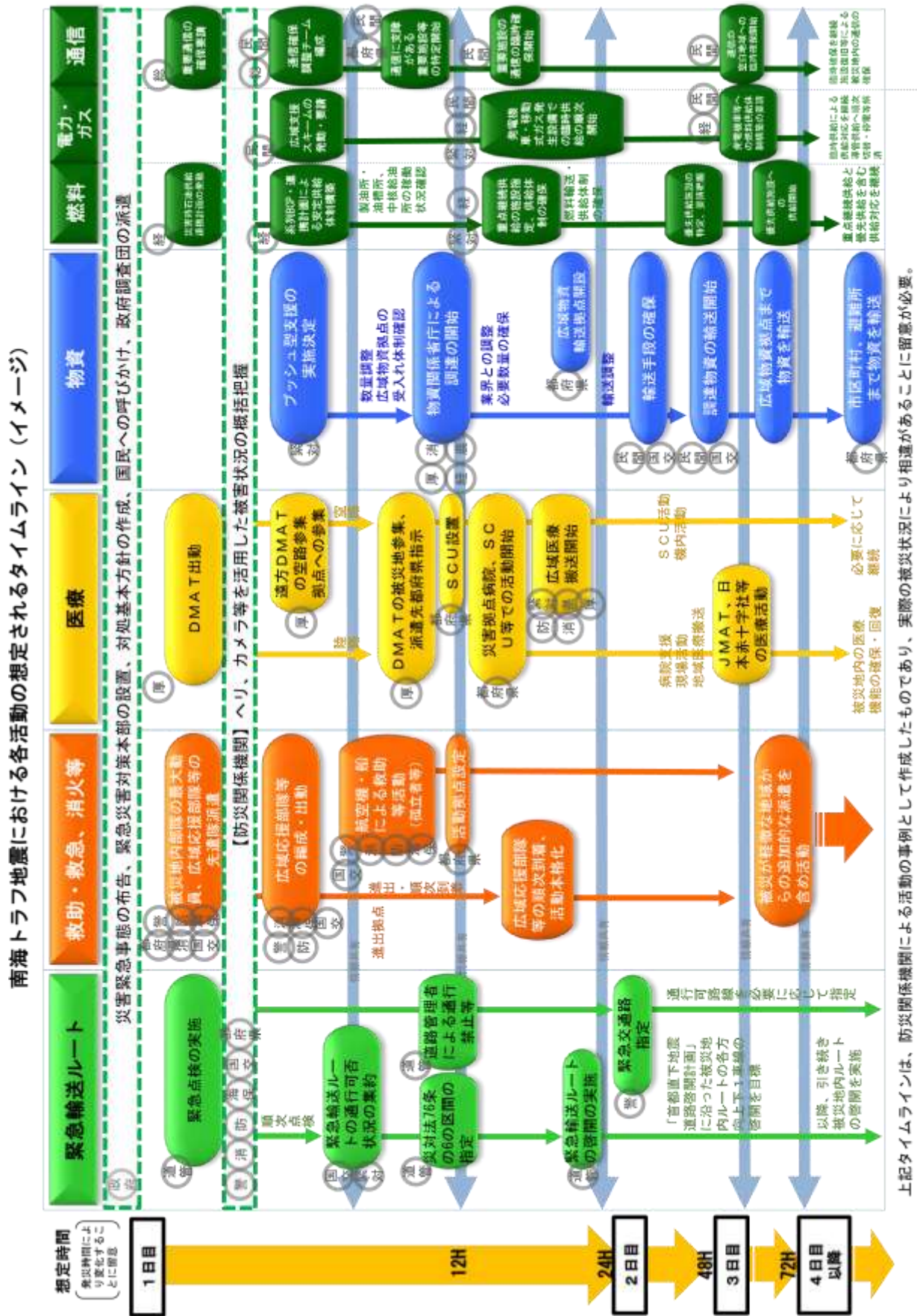
(2) 広域物資輸送拠点（県物資拠点）

国等から供給される支援物資を県が受入れ、これを各市町が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて当該県が物資を輸送するために設置する拠点。

(3) 地域内輸送拠点（市町物資拠点）

広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市町が受入れ、これを避難所に向けて当該市町が物資を輸送するために設置する拠点。市町において拠点となる候補施設をあらかじめ選定しておく。

4 南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン（イメージ）



【出典】南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画
(令和2年5月29日中央防災会議幹事会)

第2章 受援体制

1 基本的事項

県は、迅速かつ円滑な応援の受入れのため、次の組織を中心とした災害時の広域受援体制を構築する。

(1) 県災害対策本部

県災害対策本部は、消防、警察、自衛隊などの防災関係機関と連携し、災害応急活動を行うとともに、市町の要請や収集した災害情報等に基づいて広域応援の調整を行う。受援に関する主な役割は次のとおりとする。

- ・ 被害情報等の収集及び消防庁、自衛隊等の防災関係機関への報告
- ・ 市町の要請等に基づく人的・物的支援の調整
- ・ 災害応急対策の基本方針の策定
- ・ 国、他都道府県、防災関係機関等への支援要請、受入れ等の調整
- ・ 応援部隊活動拠点の選定、開設の指示又は要請
- ・ 広域物資輸送拠点の選定、開設の指示又は要請
- ・ 国、他都道府県等との連絡・調整

(2) 県現地災害対策本部

県現地災害対策本部は、本部の現地機関として、地域における情報の収集及び伝達並びに関係機関との連絡調整など、災害応急活動の調整を行う。受援に関する主な活動は次のとおりとする。

- ・ 被害情報、応急対策の実施状況等の収集及び県災害対策本部等への報告
- ・ 管内市町、県機関が行う災害応急活動の総合調整
- ・ 救助活動拠点等の運営支援
- ・ 市町災害対策本部との連携による応援部隊の救助活動拠点の指定
- ・ 応援部隊との連絡調整
- ・ 管内市町が実施する救助・医療救護の支援
- ・ 地域内の緊急輸送ルートでの調整・決定
- ・ 活動拠点、物資拠点への連絡員の派遣に関する事。

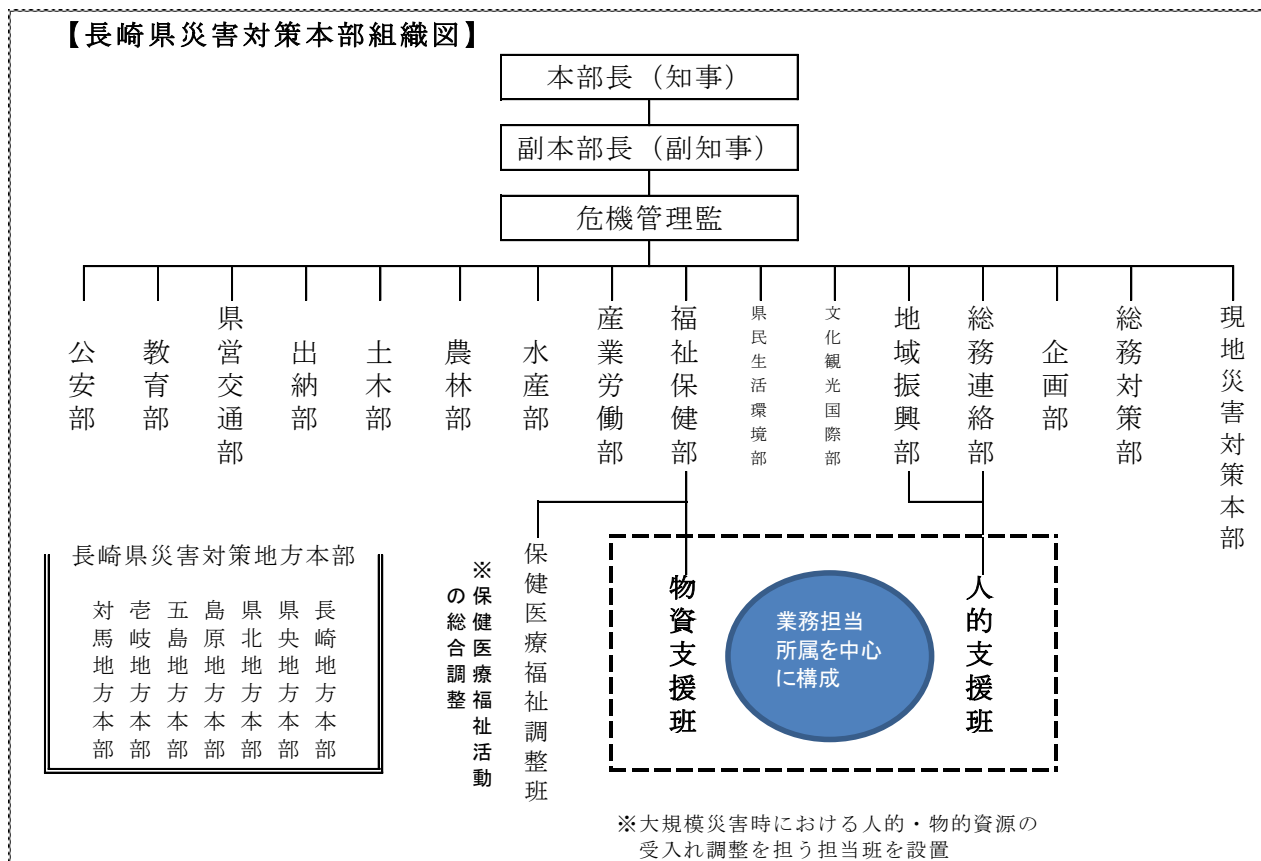
(3) 市町災害対策本部

市町災害対策本部は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携し、災害応急活動を行う。受援に関する主な活動は次のとおりとする。

- ・ 県及び防災関係機関への被害情報等の報告
- ・ 被害状況等を踏まえた県、協定先等への支援の要請
- ・ 応援部隊や医療救護班の受入れ及び連絡調整体制の構築
- ・ 応援部隊活動拠点の選定及び応援活動拠点、災害現場等への誘導
- ・ 地域内輸送拠点の開設
- ・ 他の市町等からの支援受入れに関する調整

2 県災害対策本部の受援体制

県内外からの短期派遣の自治体応援職員の受入れ等の調整を主な役割とする組織として、長崎県災害対策本部の総務連絡部・地域振興部内に「人的支援班」を配置し、また、市町までの物資受入・供給に係る調整・運搬を一元的に処理するため、福祉保健部内に「物資支援班」を配置する。



(1) 人的支援班

ア 「人的支援班」は、市町村課、地域づくり推進課、人事課及び危機管理課の職員で構成する。人的支援班に班長を置き、市町村課職員をこれに充てる。

主な役割分担は次のとおりとする。

主な役割	構成
<ul style="list-style-type: none"> 被災市町の人的支援ニーズの把握、連絡調整 県内非被災市町の応援活動（被災市町への職員派遣）の調整・取りまとめ 	市町村課 地域づくり推進課
<ul style="list-style-type: none"> リエゾン会議や被災市区町村応援職員確保現地調整会議（対口支援団体の原案作成等）への参加及び情報提供 	危機管理課 （市町村課、人事課）
<ul style="list-style-type: none"> 県職員の派遣、県外等からの応援職員受入れに関すること 	人事課
<ul style="list-style-type: none"> 国、全国知事会、九州地方知事会への応援要請に関すること 	人事課 危機管理課

イ 人的支援において、法令の定めや既定の応援制度等により応援調整が図られる専門職種職員（※）については、既に確立されている業務担当窓口で調整を行うものとする。

なお、各業務担当窓口が調整を行う場合においても、人的支援に係る情報については、人的支援班と共有を図るものとする。

※ 法令の定めや規定の応援制度等により応援調整が図られるもの

・被災建築物応急危険度判定士〔建築課〕、被災宅地危険度判定士〔都市政策課〕、緊急消防援助隊〔消防保安室〕、医療救護（DMAT等）・保健師・栄養士等〔福祉保健部各課〕、応急給水・水道施設の応急復旧〔水環境対策課〕等

ウ 県災害対策本部長は、人的支援班としての業務の必要性がなくなった場合は、これを廃止する。

（2）物資支援班

ア 「物資支援班」は、福祉保健課、食品安全・消費生活課、農産園芸課、交通政策課及び緊急輸送・緊急輸送路の確保を所管する道路維持課、港湾課、漁港漁場課で構成する。（港湾課、漁港漁場課は海上輸送が必要となる場合に配備する。）物資支援班に班長を置き、福祉保健課職員をこれに充てる。作業スペースは県災害対策本部室内に設置する。

イ 道路維持課（海上輸送の際は港湾課、漁港漁場課）は、物資の輸送に関し、交通支障箇所の情報提供を行い、最も迅速確実に輸送するための助言、輸送ルートの確保等について積極的に協力する。

ウ 広域物資輸送拠点（県物資拠点）の選定や物資受入れ調整に係る助言等の協力を得るため、物流に関するノウハウを有する民間物流事業者（物流専門家）や国（九州運輸局）の派遣職員も参画させる。

エ 物的支援において、公共土木施設の緊急点検や応急復旧等に係る重機や大量のブルーシート・土嚢袋等の物資など、避難所以外の目的で使用する物資については、原則として各業務担当窓口で調整するものとする。

オ 県災害対策本部長は、物資支援班としての業務の必要性がなくなった場合は、これを廃止する。

3 受援関連業務スペース等の確保

（1）リエゾン等の活動場所

広域支援として九州地方知事会、九州市長会等から派遣されたリエゾン等と被災市区町村応援職員確保現地調整会議（基本的な構成：総務省、全国知事会、全国市長会、九州地方知事会幹事県及び本県）に必要なスペースを県災害対策本部室内に確保する。確保が困難である場合は、できる限り近接の会議室等にスペースを確保する。

（2）政府現地対策本部の設置場所

政府が現地対策本部もしくは現地災害対策室を設置する場合は、県等と連携し迅速な応急対策が実施できるよう、必要なスペース及び設備をできる限り県災害対策本部室内の近接会議室等に確保する。

（3）休憩室等の確保

応援職員も含めた災害対応職員用の休憩室、仮眠室、更衣室等を県庁舎内に確保する。

4 費用負担

受援に要する経費の扱いについて、応援に要した経費は、原則、受援側（被災自治体）が負担することとし、各協定締結先とも受援・応援に係る費用負担について、あらかじめ協定等に定めておく。

災害救助法の対象経費については、県が支弁する。

なお、主な受援・応援業務における対象経費は次のとおりである。

<主な受援・応援業務における対象経費>

受援・応援業務	要員	災害救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救助物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速道路代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定調査、罹災証明書交付業務要員	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

※救助法対象経費については「災害救助事務取扱要領」等を参考

※上記のほか、被害を受けた地方公共団体等からの要請等により行った応援等に要した経費（災害時相互応援協定に基づく応援）、災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費（自治法第252条の17に基づく職員派遣）については、特別交付税措置が講じられている。（罹災証明書関係事務の応援経費についても特別交付税措置）（特別交付税に関する省令第3条第1項第一号）

第3章 救助・救急、消火活動の受入れ

1 概要

全国から派遣される「自衛隊の災害派遣部隊」、「緊急消防援助隊」、「警察災害派遣隊」、国土交通省TEC-FORCE」の災害派遣部隊を中心とする応援部隊（以下「広域応援部隊」という。）を、人命救助のために重要な72時間を考慮しつつ、可能な限り早く的確に被災地へ投入する。

2 応援部隊の支接受入れ行動タイムライン

県災害対策本部は、以下のタイムラインに基づいて、応援部隊の受入れを行う。

	県災害対策本部	応援部隊		
		自衛隊	消 防 (緊急消防援助隊)	警 察 (警察災害派遣隊)
1 日目	災害派遣要請 ※1 被害情報の収集 拠点の選定・ルート確認 拠点の開設 応援部隊受入れ 施設利用に係る調整	→ 応援部隊活動	→ 応援部隊活動	応援部隊活動
12h				
24h				
2 日目			※2	※2
3 日目	応援部隊交代再受入れ 拠点施設再選定 (消防・警察)		応援部隊交代	応援部隊交代
6 日目	応援部隊交代再受入れ 拠点施設再選定 (消防・警察)	※2	応援部隊交代	応援部隊交代
7 日目	応援部隊交代再受入れ (自衛隊)	応援部隊交代		
30 日目	↓	↙ ↘	↙ ↘	↙ ↘

※1 警察の災害派遣隊の派遣要請は県公安委員会から実施される。

※2 自衛隊は1週間、消防・警察は3日で部隊の交代が行われることを想定。

3 広域応援部隊の要請

(1) 自衛隊への要請

自衛隊の災害派遣は、自衛隊法第83条により、知事の要請を受けて派遣されることが原則である。なお、大規模な地震の発生など、特に緊急事態で知事が要請を行うことができないと認めるときや、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たず派遣される。

ア 知事は、大規模災害に際して人命救助又は財産保護のため、特に必要があると認められる時は自衛隊の災害派遣を要請する。また、災害が発生し又は発生しようとしている場合で、市町から要請を受けた場合も同様とする。

[自衛隊災害派遣の判断基準]

- ① 公共性・・・災害に際し、人の生命、身体及び財産が社会的に保護されることを必要としているか。
- ② 緊急性・・・災害の状況、派遣要請の内容等から、災害救援のために直ちに自衛隊の部隊を派遣する必要があるか。
- ③ 非代替性・・・災害救助が効果的に行われるために、他の機関（消防・警察等）のみの活動だけでは不足しており、部隊等を派遣することが必須であるか。

イ 要請先は、「長崎県地域防災計画資料編の9 自衛隊派遣要請計画」によるものとする。

ウ 県災害対策本部（総務対策班救助係）は、緊急の場合は、電話（口頭）で行い、事後、文書で要請するとともに、応援部隊活動拠点等必要な情報についてリエゾンを通じて自衛隊に対して情報提供を行う。

(2) 緊急消防援助隊への要請

消防庁長官は、消防組織法第44条により、知事からの要請を受けて緊急消防援助隊を派遣することを原則としている。

知事は、被災地の市町長から要請が無い場合も、代表消防機関と協議し、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動要請を行う。なお、消防庁長官は、南海トラフ地震のような大規模な災害が発生し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、知事の要請を待たずに緊急消防援助隊を派遣できることとなっている。

ア 県災害対策本部は、市町からの応援要請を受け、災害の状況及び長崎県内の消防力を考慮して必要と判断した場合は、消防組織法第44条第1項の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援要請を行う。

この要請は、消防保安室が直ちに行うものとする。

イ 消防保安室は、応援部隊活動拠点等について市町等と調整するなど、受入れに必要な情報提供を行う。

ウ 消防関係の応援事項は、原則として、「長崎県緊急消防援助隊受援計画」に定める消防応援活動調整本部が所管する。

(3) 警察災害派遣隊への要請

長崎県公安委員会は、警察法第60条第1項の規定に基づき、警察災害派遣隊の派遣の要請を、警察庁又は他の都道府県警察に対して行う。この場合の警察災害派遣隊は、即応部隊の受入れを想定しており、この部隊の広域緊急援助隊は、被害情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索、緊急交通路の確保等の活動を行う。

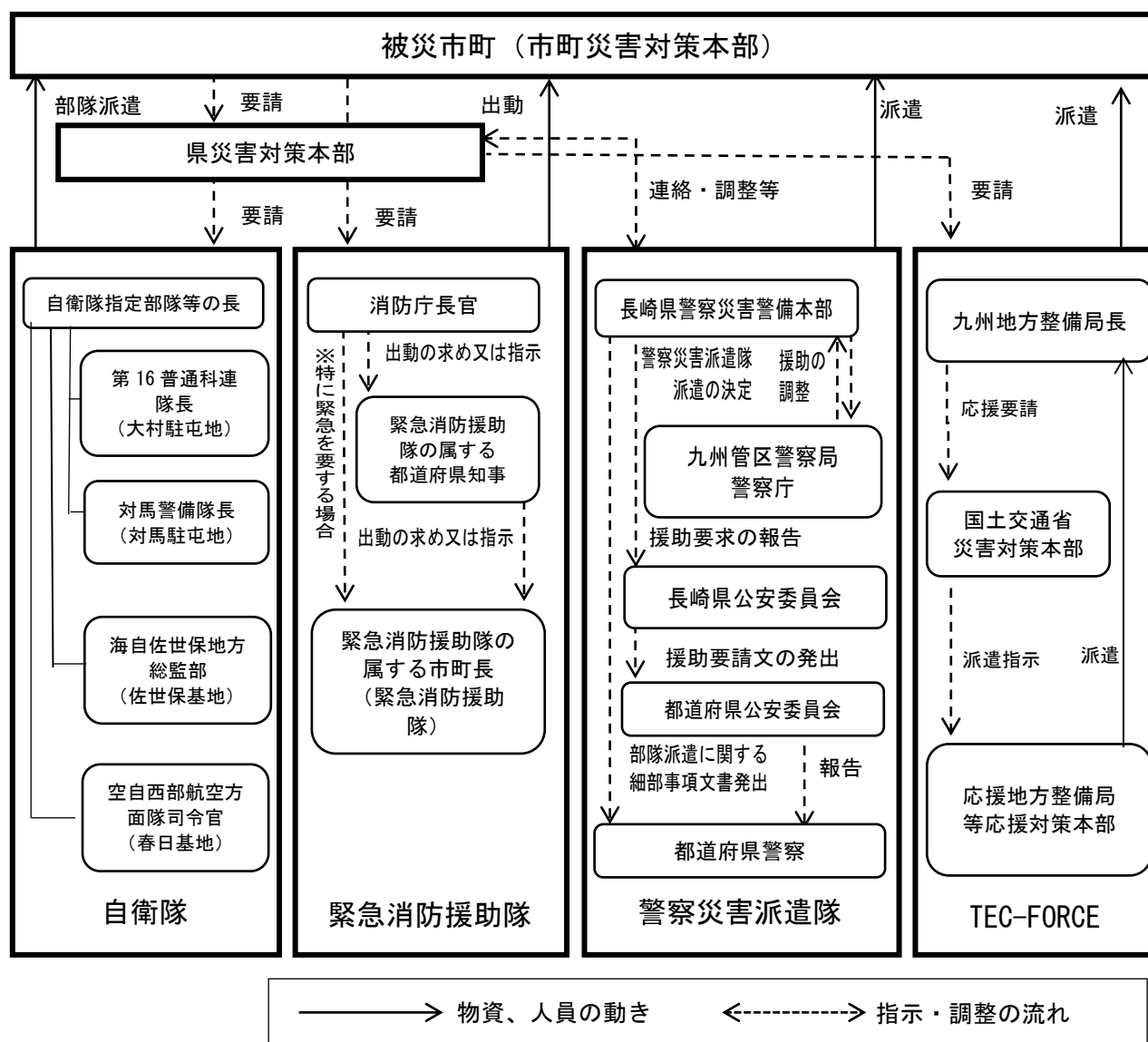
(4) TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）への要請

九州地方整備局長は、災害対策基本法及び「九州地方における大規模災害時の応援に関する協定書」により、災害対策本部からの要請を受けてTEC-FORCEを派遣することとしている。

なお、大規模な災害が発生し、緊急を要しかつ要請を待ついとまがないと認められる場合は、九州地方整備局長が独自の判断によりTEC-FORCEを派遣できることとなっている。

県災害対策本部土木部監理班（建設企画課長）は、大規模な災害が発生又は発生のおそれがあり、TEC-FORCEの応援等が必要と判断した場合は、協定に基づき九州地方整備局企画部長に電話等により応援要請を伝え、速やかに書面にて応援要請を提出するものとする。

関係機関における情報の流れ



4 広域応援部隊の活動拠点の選定、開設

(1) 広域応援部隊活動拠点の選定

県災害対策本部（総務対策班救助係）及び市町災害対策本部は、広域応援を円滑かつ迅速に受入れるため、活動区域における広域応援部隊の宿泊施設や活動車両の駐車スペース、通信機器や複写機等の設置状況等を考慮して、防災関係機関の連絡員等と調整の上、広域応援

部隊活動拠点（以下「活動拠点」という。）を選定する。なお、選定した活動拠点だけでは必要面積が不足する場合には、支援地域の優先順位に応じて、第2、第3候補を選定する。

（2）活動拠点の開設、要請手続等

ア 活動拠点の開設要請

県（総務対策班救助係）は、開設候補となる施設管理者に対して、「拠点施設状況報告書（様式2）」を用いて当該施設の被害状況、避難場所としての使用状況及び施設使用の可否等を確認し、施設使用が可能な場合は、施設管理者に対して緊急の場合は、電話（口頭）でその旨を伝達の上、「拠点施設開設要請書（様式1）」により要請する。

なお、市町有施設を拠点として開設する場合の連絡及び要請は、原則各市町災害対策本部が行う。

イ 施設管理者の協力依頼

県（総務対策班救助係）又は市町災害対策本部は、施設管理者に対し、施設の開錠、施設内における応援部隊の立ち入り禁止区域設定の依頼を行う。

また、拠点の開設及び施設利用者の施設利用を中止する旨を施設入口に掲示するなどの周知を行い、関係者以外の施設への立入りを制限する。

（3）職員の派遣

県（総務対策班救助係）は、活動拠点を開設した場合には、連絡調整等のために、当該拠点所在地を所管する県災害対策地方本部又は県現地災害対策本部から職員（以下「活動拠点連絡員」という。）を派遣する。

活動拠点連絡員は、救助係から必要事項の伝達を受けた後、指定された活動拠点において、施設管理者及び応援部隊と施設利用に係る調整に当たるとともに、県災害対策本部、応援部隊との情報共有を図る。

（4）活動拠点へ進出する広域応援部隊への情報提供

県災害対策本部（総務対策班救助係）、消防応援活動調整本部は、活動拠点へ進出する部隊に対して、以下の事項について情報提供等を行う。

- ・被害状況
- ・県・市町災害対策本部への連絡方法、連絡先一覧
- ・割り当てた広域応援部隊活動拠点の施設名、所在地等
- ・県又は該当市町からの応援要請事項
- ・応援要請に係る応援部隊活動拠点周辺の地図
- ・応援部隊活動拠点までの緊急輸送道路ネットワーク図
- ・その他必要な事項

（5）広域応援部隊のための燃料の確保

県（総務対策班救助係）は、協定に基づき長崎県石油商業組合に対して活動拠点等を優先供給施設として要請し、燃料の供給体制を確保する。この場合、危険物の仮貯蔵・仮取扱い施設の設置等、活動拠点における燃料の給油体制は、所管する県及び市町が確保する。

(6) 活動状況の報告

広域応援部隊の活動状況については、市町災害対策本部が各部隊からの報告を受け、県災害対策本部に報告する。

(7) 活動拠点の閉鎖及び施設の状況確認

県（総務対策班救助係）又は市町災害対策本部は、活動拠点を閉鎖する場合には、施設管理者に対して、速やかにその旨を連絡する。なお、閉鎖に当たっては、施設を利用した応援部隊は、可能な限り原状を回復することとし、施設管理者と施設の状況等を確認する。

(8) 拠点施設の利用に要した経費の負担等

拠点施設の利用に係る経費については、災害救助法、災害対策基本法等の関係法令や協定等に基づいて、国、県、市町及び防災関係機関が協議の上、適切に負担配分を行う。

第4章 保健・医療・福祉活動の受入れ

1 概要

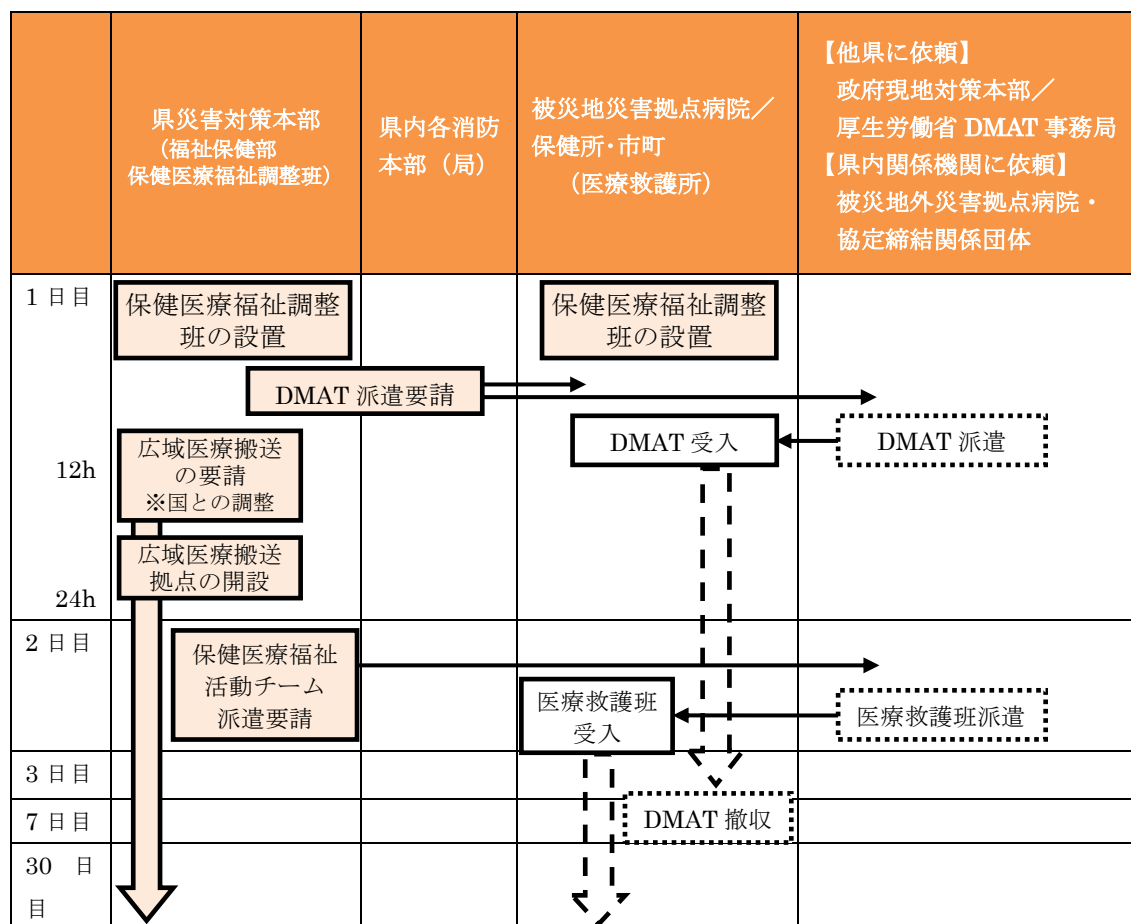
大規模災害発生時は、保健医療福祉のニーズが急激に増大し県内の保健医療福祉にかかる既存能力のみでは対応できないことを想定しなければならない。

このような想定の下、国や他自治体は、保健医療福祉活動チーム（医療救護班、DMAT、DPAT、災害支援ナース等）による応援を迅速に行い、被災地内の保健医療福祉機能の維持・回復を支援することとしている。

この場合、災害医療コーディネーターの助言を得ながら、保健医療福祉活動の総合調整を図り、全国からの保健医療福祉活動チームによる応援を円滑に受け入れ、被災により増大した保健医療福祉ニーズに対応する。

2 医療救護活動の支援受入れ行動タイムライン

県災害対策本部は、以下のタイムラインに基づき医療救護活動の受入れを行う。



※広域医療搬送

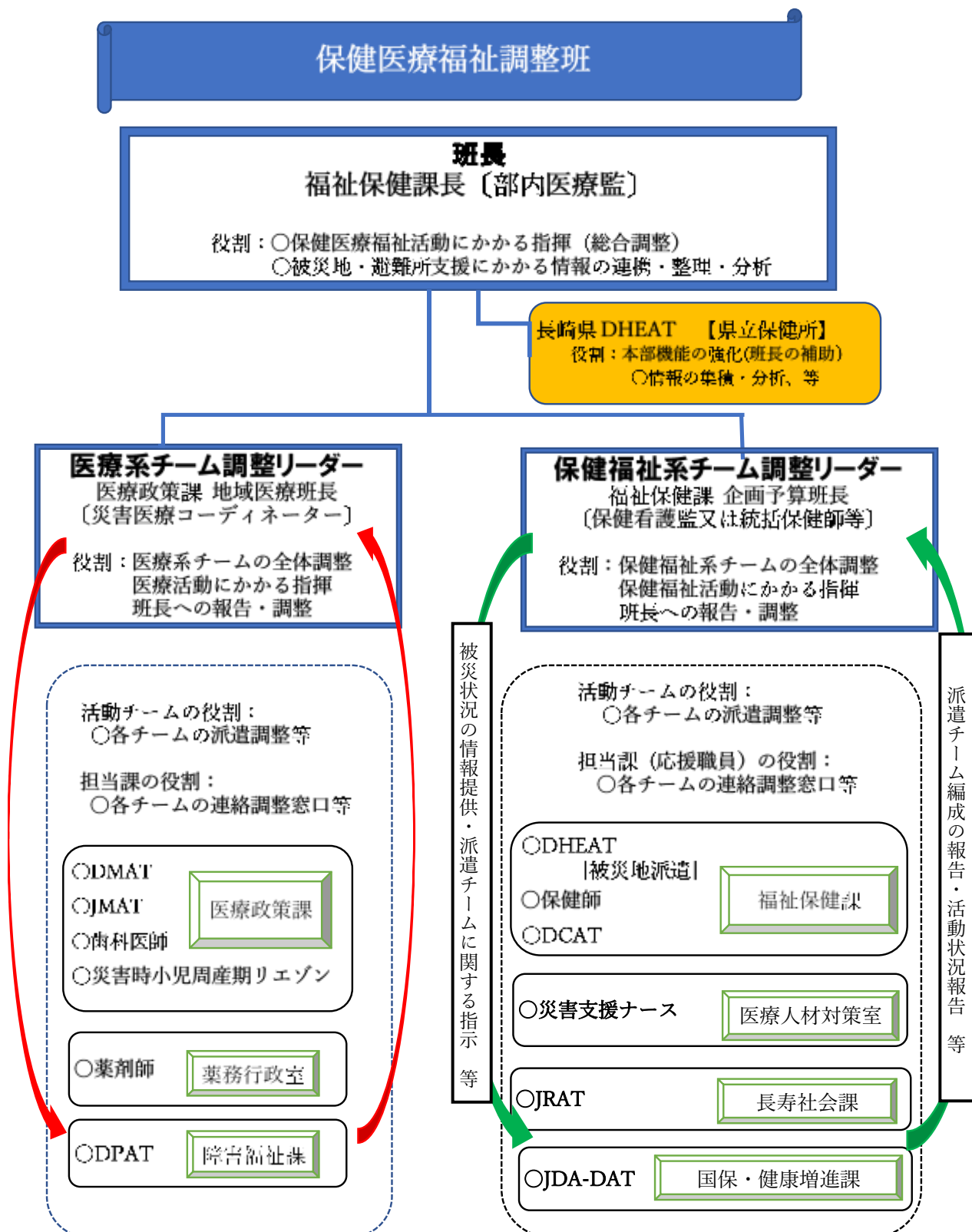
国が各機関の協力の下、被災地内で対応困難な重症患者を、被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送のこと。その際、県は、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置する。

3 保健医療福祉活動の体制

(1) 保健医療福祉調整班の設置

長崎県災害対策本部が設置されたときは、福祉保健部長は、保健医療福祉活動の総合調整を行うために、「長崎県災害対策本部における福祉保健部保健医療福祉調整班設置要領」に基づき、保健医療福祉調整班を福祉保健部内に設置する。また、保健所又はそれに代わる場所に現地保健医療福祉調整班を設置する。

【体制表】



4 人的支援（医療救護）の要請

(1) DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）

知事は、福祉保健部及び被災地域保健所に設置された本部の指揮命令機能の支援が必要と判断し、県内のDHEATの派遣が困難な場合は、国に対し、全国の都道府県及び指定都市からのDHEATの応援派遣を要請する。

(2) 災害医療コーディネーター

ア 県コーディネーター

知事は、県災害対策本部を設置した場合又はその他必要と判断した場合に、招集基準に基づき、県コーディネーターの所属機関の長に派遣を要請し、災害時の保健医療活動の総合調整を行うための保健医療調整本部を設置し、保健医療調整本部に都道府県災害医療コーディネーターを配置する。

イ 地域コーディネーター

知事は、県災害対策本部を設置した場合又はその他必要と判断した場合で、県災害対策地方本部又はその他知事が適当と認める場所において災害医療に係る調整等を行う必要があると判断したときは、地域コーディネーターの所属機関の長に派遣を要請する。

(3) DMAT（災害派遣医療チーム）

知事（保健医療福祉調整班）は、長崎DMAT運営要綱に定める派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、長崎DMAT指定病院の長にDMATの派遣を要請する。

また、知事（保健医療福祉調整班）は、長崎DMATのみでは対応できないと判断する場合は、直接又は厚生労働省DMAT事務局を通じて、他の都道府県知事にDMATの派遣を要請する。

(4) DPAT（災害派遣精神医療チーム）

知事（保健医療福祉調整班）は、県内の関係機関のみで十分な精神保健医療活動を行うことが困難と判断する場合は、管下のDPAT統括者と協議し、「災害精神保健医療情報システム（DMHISS）」を用いて、厚生労働省（又はDPAT事務局）にDPATの派遣斡旋を要請する。もしくは、直接他の都道府県に対し、DPAT派遣を要請する。

(5) その他の保健医療福祉活動チームへの派遣要請

知事（医療政策課ほか）は、市町等から医療救護（歯科医療、薬剤師、看護師等）の派遣要請があった場合や被災地の状況を踏まえ医療救護の派遣が必要と認めた場合は、県内の関係団体に対して各種協定に基づく保健医療福祉活動チームの派遣を要請する。

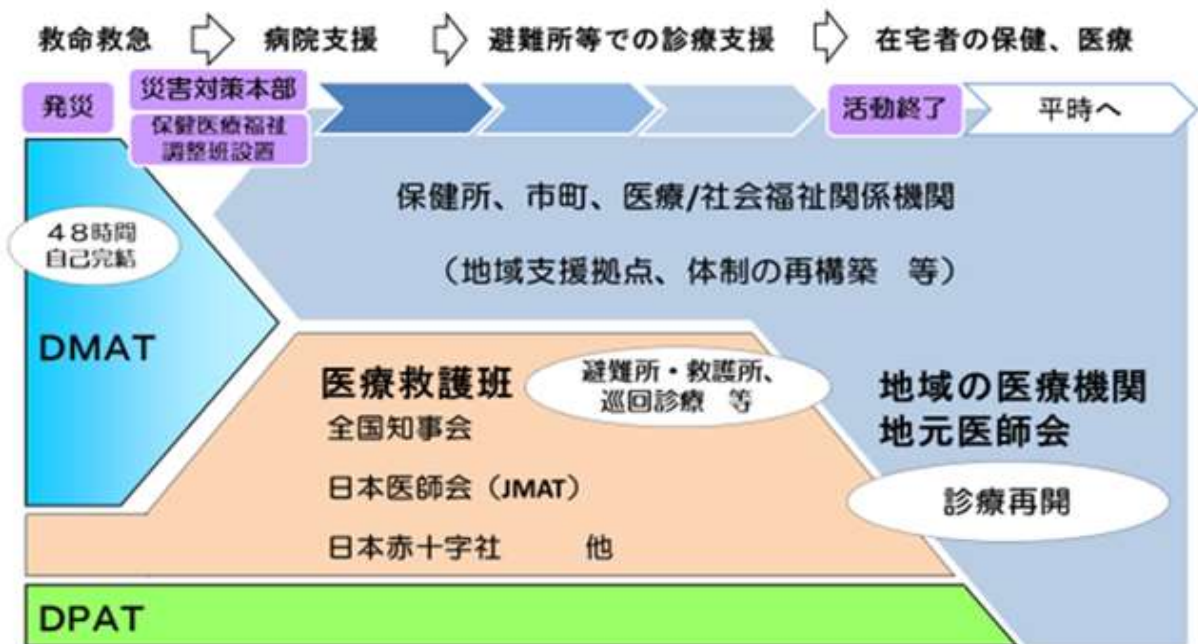
また、県内の関係団体から派遣される医療救護班だけでは、被災地の医療ニーズに十分に対応できないと見込まれる場合は、関係団体の全国組織又は他都道府県の団体への要請を行う。

【救助法が適用された場合における、委託及び各種協定による保健医療活動への対応】

保健医療活動チーム	支援活動内容	委託・協定先
救護班	医療救護、助産、死体処理	日本赤十字社 長崎県支部
長崎DMAT	災害現場等における医療救護活動	長崎DMAT 指定病院

JMAT長崎	避難所及び救護所等における医療救護活動	長崎県医師会
歯科医療救護班	避難所及び救護所等における歯科医療救護活動	長崎県歯科医師会
薬剤師	避難所、救護所及び医薬品・医療材料等の保管・集積場所等における医療救護活動	長崎県薬剤師会
災害支援ナース	被災地の病院等での看護業務及び避難所等での健康相談、健康管理	長崎県看護協会
栄養・食事相談支援チーム	避難所等における栄養・食事相談等、特殊栄養食品の提供に係る支援	長崎県栄養士会
災害リハビリテーション支援チーム	避難所、仮設住宅、在宅避難者等への災害リハビリテーション支援活動、生活不活発病等の予防活動	長崎災害リハビリテーション推進協議会

県外医療救護の推移と地域医療提供体制のイメージ



5 医薬品等の確保・供給

被災地において必要とされる医薬品等については、迅速かつ円滑に供給できるよう県が備蓄する医薬品等を有効活用するとともに、医療機関、救護所・避難所等のニーズを十分に把握し、「長崎県災害時医薬品・医療材料・医療ガス等供給マニュアル」（薬務行政室作成）に基づき、長崎県医薬品卸業組合、長崎県医療機器協会、（一社）日本産業・医療ガス協会九州地域本部等の関係機関と連携・調整を行い、必要な医薬品等の確保、輸送を要請する。

県内での医薬品・医療材料・医療ガス等の調達・斡旋ができないときは、九州・山口9県被災地支援対策本部長（九州地方知事会会長）または厚生労働省（政府対策本部）に支援を要請する。

6 特殊栄養食品の確保・供給

知事は、市町から特殊栄養食品の供給について要請を受けた場合は、厚生労働省に特殊栄養食品ステーションの設置を要請し、日本栄養士会と連携し、食事制限のある被災者に対しニーズに応じた食事の提供に努める。

第5章 自治体派遣職員の受入れ

1 九州・山口地域の概要

九州・山口地域では、九州・山口9県災害時応援協定に基づき、「九州・山口9県被災地支援対策本部」を常設するとともに、被災自治体ごとに応援担当県を割り振る「カウンターパート方式」を基本として被災地支援にあたることとしている。

九州地方知事会と全国知事会、関西広域連合とで、ブロック知事会を越えた広域応援を行うための協定を締結しており、九州・山口各県で相互に助け合うことを基本としつつ、人的資源が不足する場合には、全国知事会、関西広域連合へ応援を要請する「重層的な広域応援体制」が構築されている。また、これに加え、平成30年3月から「被災市区町村応援職員確保システム」（総務省）による全国一元的な応援職員の派遣の仕組みが運用開始された。応援職員の派遣の枠組みは次のとおりである。

2 リエゾン（災害対策現地情報連絡員）等の受入れ

広域応援を必要とする大規模災害が発生した場合には、応援部隊のほか、国の関係機関、九州・山口各県や全国知事会等からリエゾンが派遣される。（リエゾン派遣基準参照）

県災害対策本部総務対策班は、これら応援機関からリエゾンの派遣を受けたときは、当該リエゾンの業務を円滑に遂行してもらうため、次の対応を行う。なお、庁内における活動スペースや仮眠場所として提供する会議室の確保・調整は、県災害対策本部管財班が行う。

《リエゾン派遣基準》

九州地方知事会	<ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の地震が観測された場合であって、甚大な被害が推測される時 ⇒ 九州・山口9県被災地支援対策本部（九州地方知事会長県）および輪番県から派遣 ・震度6強以上の地震が観測された場合であって、甚大な被害が推測される時 ⇒ 九州・山口各県から派遣
関西広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ・震度6強以上の揺れが観測された場合において、甚大な被害が推測される時 ・通信途絶等により情報収集が困難な場合において、甚大な被害が推測される時
全国知事会	<ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の地震が観測された場合又は激甚な災害が発生した場合であって、通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合
指定都市市長会	<ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する災害が発生した場合で、指定都市市長会会長が広域・大規模な災害であり指定都市市長会としての支援が必要と認めるとき
九州市長会	<ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の地震が発生したとき ・震度6弱以上の地震に相当する災害が発生した場合で、九州市長会会長が九州市長会としての支援が必要と認めるとき

《リエゾン等受入れ対応》

- ① 災害対策本部室内等における活動スペースや駐車場等の確保
- ② 被害状況や支援ニーズ等の各種情報の提供
- ③ 県災害対策本部会議等の各種会議における参画機会の確保
- ④ 必要に応じて、宿泊場所の斡旋、仮眠場所の確保・提供

⑤ リエゾン会議への参加

県災害対策本部人的支援班は、九州・山口各県、総務省および関係団体のリエゾンに対し、被災市町の人的ニーズの情報を提供するものとし、九州・山口9県被災地支援対策本部が設置する九州・山口被災地現地応援事務所による「リエゾン会議」へ参加し、カウンターパート（対口支援団体）の原案作成に協力する。

3 人的支援（自治体職員等）の要請

(1) 他の都道府県（主に県への応援職員派遣）

県（人的支援班）は、被害の規模が甚大で、本県単独では十分な応急対応が実施できない場合は、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする内容を明らかにして、他の都道府県に対して派遣を要請する。

ア 九州・山口9県災害時応援協定に基づく要請

災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする内容を明らかにして、九州・山口9県被災地支援対策本部長（事務局：九州地方知事会会長県）に支援を要請する。

イ 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定に基づく要請

九州地方知事会の構成県だけでは十分な災害対策等の支援ができないときに、関西広域連合に対し支援を要請するよう九州地方知事会に要請する。

ウ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定に基づく要請

九州・山口9県災害時応援協定による応援だけでは被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、災害の状況、必要とする応援の内容等を明らかにして、直接又は九州・山口9県被災地支援対策本部を通じて、全国知事会に対し支援を要請する。

(2) 他の都道府県（被災市町への応援職員派遣）

県（人的支援班）は、「人的ニーズ調査票（様式3）」を用いて、被災市町の人的支援ニーズを把握し、本県内による応援職員の派遣だけでは被災市町において完結して災害対応業務を実施することが困難である又は困難であると見込まれる場合には、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、総務省及び九州・山口9県被災地支援対策本部長（事務局：九州地方知事会会長県）に対し、その旨を連絡する。

ア 第1段階支援（九州各県を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣）

九州・山口9県被災地支援対策本部を通じ、九州各県又は九州市長会等に対し、被災市町への支援職員の派遣について協力を依頼する。

第1段階支援においては、避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するため、「対口支援方式」により応援職員を派遣することとしている。

イ 第2段階支援（全国の地方公共団体による応援職員の派遣）

第1段階支援だけでは対応困難な場合には、九州・山口9県被災地支援対策本部と協議の上、被災市区町村応援職員確保調整本部に対し、第2段階支援の必要性について連絡する。

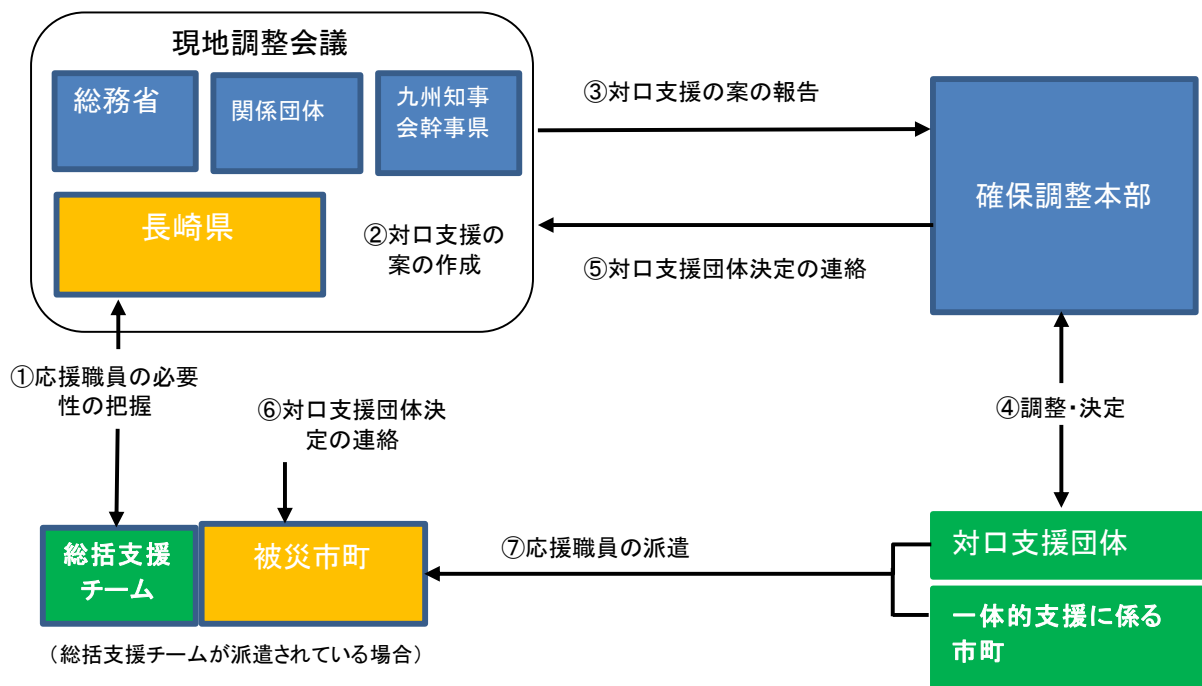
【被災市区町村応援職員確保システムの概要】

当該システムが適用された場合、国においては「被災市区町村応援職員確保調整本部」が設置され、被災都道府県には「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」（構成：総務省（事務局）、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック知事会幹事都道府県、被災都道府県等）が設置され、その中で、被災市区町村ごとに原則として一対一で支援を行う「対口支援団体」の決定について調整が行われることとなっている。

（ポイント）

- ・避難所の運営及び罹災証明書の交付等の業務に従事する一般事務職の応援職員の派遣を対象とするシステムである。
- ・対口支援団体は、発災後、速やかに決定。
- ・対口支援団体は、被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市を中心とするが個別相互応援協定を締結している都道府県及び指定都市からも選定し決定。
- ・被災市区町村に対する支援は、対口支援団体である都道府県は、区域内の市区町村とともに一体的な支援を行う。
- ・対口支援方式は、対口支援団体が個々の被災市区町村を原則として一対一で支援する。
- ・必要に応じて、災害マネジメント総括支援員（GADM(ギャドム)）の派遣が行われ、被災市区町村長の災害マネジメントの総括的な支援も行う。
- ・対口支援団体による対応が困難な場合には、不足する職員について全国の地方公共団体に由る応援職員の派遣により補完的に対応する。

被災市区町村応援職員確保システムによる対口支援団体の決定までの流れ



4 主な受援対象業務およびタイムライン

No	業務区分 (受入れ要員)		支援要請時期(☆)、主な活動期間(⇒)					担当課
			~1日	~3日	~2週間	~1ヶ月	1ヶ月~	
①	被災市町事務の支援	避難所運営	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	人事課、市町村課、関係各課
		家屋被害調査、罹災証明書の発行		☆	⇒	⇒	⇒	
②	避難者対策	避難所ごみ、し尿の処理	☆	⇒	⇒			資源循環推進課
③		健康対策(保健師等)	☆	⇒	⇒			福祉保健課
④		健康対策(管理栄養士)	☆	⇒	⇒			国保・健康増進課
⑤		心のケア(DPAT)	☆	⇒	⇒	⇒		障害福祉課
⑥		愛護動物の救護等(獣医師)		☆	⇒			生活衛生課
⑦	給水	応急給水(給水車、給水要員)	☆	⇒	⇒			水環境対策課
⑧	災害ボランティアの活動促進	ボランティア対応 ボランティアコーディネーター		☆	⇒	⇒	⇒	県民協働課、関係各課、県社会福祉協議会
⑨	被災者の生活支援	義援金の募集・配分		☆	⇒	⇒	⇒	福祉保健課
⑩		災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付		☆	⇒	⇒	⇒	福祉保健課
⑪		被災者生活再建支援金の支給		☆	⇒	⇒	⇒	福祉保健課
⑫	学校の教育機能の回復	文教施設応急危険度判定士	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	教育庁
⑬		スクールカウンセラー			☆	⇒		教育庁
⑭	危険度判定	被災建築物応急危険度判定士	☆	⇒	⇒	⇒		建築指導課
⑮		被災宅地危険度判定士			☆	⇒		都市計画課
⑯	災害廃棄物の処理	災害廃棄物(がれき等)の処理		☆	⇒	⇒		資源循環推進課
⑰		仮置場での分別指導		☆	⇒	⇒	⇒	資源循環推進課
⑱	社会基盤施設の応急復旧	水道の応急復旧(水道技術職員)	☆	⇒	⇒			水環境対策課

※発災後、2週間以内に支援要請を行う業務

第6章 物的支援の受入れ

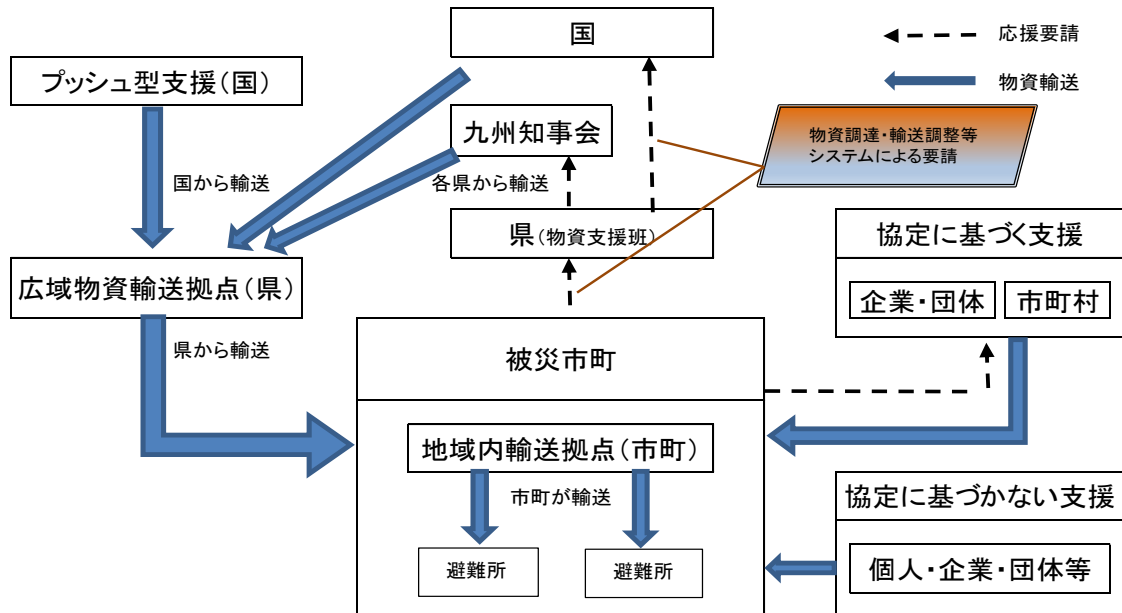
1 基本的な考え方

大規模災害発生時における物資の調達は、住民自身の自助・共助を基本とするが、被災者の備蓄を補完するものであり、避難所等で物資が不足している場合は、次の手順による。

(1) 物資の調達手順

- ア 市町は、自らが備蓄している物資を住民に提供する。
- イ 市町は、各市町が協定を締結している民間業者、自治体等に対して、物資の供給を要請する。
- ウ 市町は、上記ア、イによっても物資が不足する場合又は不足が見込まれる場合は、県災害対策本部の物資支援班に対して、支援を要請する。
- エ 物資支援班は、県が備蓄している物資を、市町を通じ、住民に提供する。
- オ 物資支援班は、県が協定を締結している民間業者等から物資を調達する。
- カ 物資支援班は、上記エ、オによっても物資が不足する場合又は不足が見込まれる場合は、九州・山口9県被災地支援対策本部長（九州地方知事会会長）や国等に対して、支援を要請する

【物的支援の基本的な流れ】



(2) 支援方法

大規模災害時、被災自治体からの要請を待たず、避難所避難者への支援に必要不可欠と見込まれる物資を調達して緊急輸送する方法をプッシュ型支援という。

国が行うプッシュ型支援は、飲料水、食料、毛布、育児用ミルク、大人・乳幼児用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレトペーパー、生理用品などを、発災後4日目から7日目頃までの必要量について、広域物資輸送拠点（県物資拠点）へ輸送される。

なお、これに対して被災自治体からの不足する具体的な物資の応援要請に基づき、物資を調達し輸送する支援方法をプル型支援という。

2 物的支援の受入・供給に関する体制

(1) 物資支援班の体制及び活動内容

物資の受入や供給に関する体制やその役割は概ね次のとおりとする。

体 制	役 割 分 担
総括担当	<ul style="list-style-type: none"> ・物資支援班の総括・指揮 ・人員配置、各担当との連絡調整 ・広域物資輸送拠点の選定、資器材等の確保 ・プッシュ型支援の要否の判断 ・救援物資の取扱いに関する広報
要請受付担当	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町からの物資要請の受付 ・出荷状況についての要請市町への報告
物資調整担当	<ul style="list-style-type: none"> ・調達・出荷の全体計画の策定及び運用管理
調達担当	<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結企業、他県、国に対する供給の要請 ・企業、団体等からの物資提供申出への対応
車両手配担当	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送に必要な車両の手配
在庫管理・ 出荷指示担当	<ul style="list-style-type: none"> ・物資拠点、備蓄倉庫の在庫量の総括的管理 ・出荷指示、管理
物資拠点 管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・物資拠点の総括・指揮 ・物資の入庫・保管、出荷等の実施 ・在庫管理表による在庫量管理 ・フォークリフト操作、入出庫・仕分け（作業）

(2) 物資の輸送・保管に関する協定

物資の輸送、保管に関する協定は次のとおりである。

協 定	要 請 内 容	担当課
災害応急対策に必要な緊急輸送の確保に関する協定 (県トラック協会)	<ul style="list-style-type: none"> ・物資等の緊急輸送（県外含む） 	交通政策課 福祉保健課
災害時における救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協定 (日本通運、ヤマト運輸、佐川急便)	<ul style="list-style-type: none"> ・物資拠点における荷捌き業務に関する荷役の提供と業務等を総括する指導者の派遣 ・機器（ロールボックス、平パレット、フォークリフト等）の貸与と操縦者の派遣 ・集積拠点から他の集積拠点または各避難所への物資の輸送 ・物資集積拠点としての営業所等の活用 	福祉保健課
災害時における物資の保管等に関する協定書 (県倉庫協会、県冷蔵倉庫協会)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急・救援輸送にかかる物資の保管 ・物資の保管等の助言を行う物流専門家の災害対策本部または関係市町等への派遣 	福祉保健課

3 物資輸送拠点の確保と運用

(1) 広域物資輸送拠点の選定

物資支援班は、国・他自治体・企業等からの支援物資を一時集積し、分類・仕分け後、被災市町へ輸送するための県物資輸送拠点として、県内の被害分布や交通状況等を考慮し、使用可能な県有施設、市町有施設、民間物流拠点等から候補施設を選定する。県物資拠点は、必要に応じ複数箇所を選定するなど、効率的な運用に留意する。

県物資拠点の選定に当たっては、以下の点に留意し、物流専門家の助言を得つつ、国や県倉庫協会等関係機関と連携し選定する。

ア 民間倉庫の選定

荷役機械、資器材、人材、車両等が確保しやすく、支援物資の取扱いに適している民間倉庫を優先的に選定する。

イ 県有施設等の選定

発災直後の混乱期など民間倉庫の確保が困難（不確実）である場合には、使用可能な県有施設等を選定する。

ウ 隣県等の広域物資輸送拠点の選定

民間倉庫や県有施設等が被災し、本県内での県物資拠点の確保が困難な場合には、九州・山口各県の広域物資輸送拠点の中から使用可能な拠点を選定する。

(2) 県物資拠点の開設

ア 拠点開設の調整、要請手続等

物資支援班は、民間倉庫又は県有施設等を県物資拠点として選定する場合は、次のとおり拠点開設の手続等を行う。

① 施設状況・利用可否の確認

施設管理者に対して、直ちに施設利用について連絡し、「拠点施設状況報告書（様式2）」を用いて施設状況（被害状況や使用状況等）の確認を行うものとする。

② 拠点開設要請

施設の使用が可能であることが確認できた場合には、施設管理者（市町有施設にあっては、原則、市町村災害対策本部）に対して電話（口頭）でその旨を伝達の上、「拠点施設開設要請書（様式1）」により、施設使用の要請を行う。

③ 県物資拠点への物流専門家の派遣要請等

上記開設要請に併せて、開設した拠点への物流専門家の派遣を要請する。また、当該物流専門家（以下「拠点内物流専門家」という。）と「受入れ可能な支援物資量」や「運営に必要な人員や資機材」等の調整を行い、必要に応じ、運営に必要となる「人員、資機材の調達・配備」を要請する。

イ 施設管理者の協力

施設管理者は、開設要請を受けた場合、施設の開錠等を行い、物資支援班へ利用可能な区域等を示し、拠点の円滑な運営に協力する。

なお、県有施設等で施設利用者がいる場合には、施設内への掲示や呼びかけ等により、施設の利用中止を周知するとともに、近隣の避難所又は当該施設内の一定の場所等に誘導する

などして施設利用者の安全を確保する。また、拠点の開設及び施設利用者の施設利用を中止する旨を施設入口等に掲示し、関係者以外の施設への立入りを制限する。

ウ 支援要請先等への連絡等

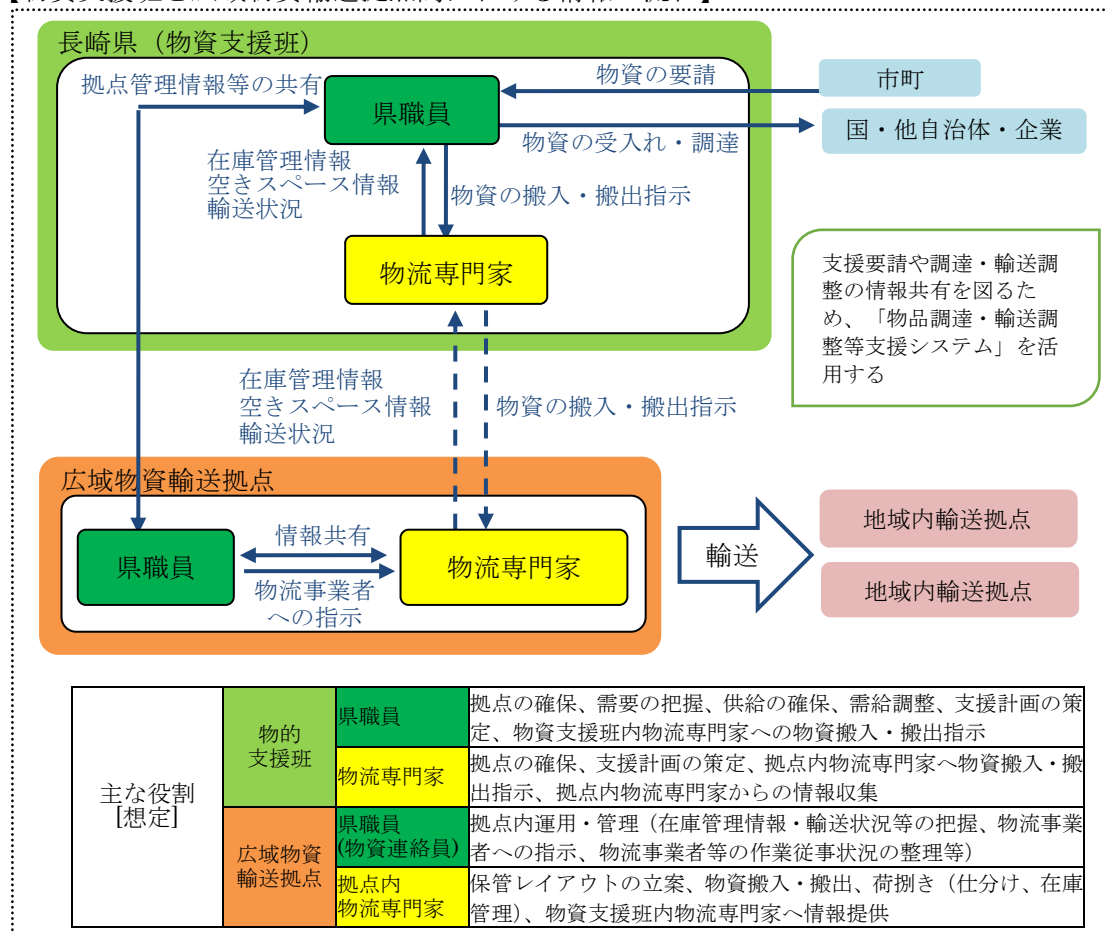
物資支援班は、県物資拠点を開設した場合には、本県へ物資支援を行う国、都道府県等に対し、施設名称、施設の所在等を明らかにして、物資を搬入する区画と最新の経路情報を連絡する。

(3) 拠点施設への職員派遣

物資支援班は、開設した県物資拠点に連絡調整のための職員（以下、「物資連絡員」という）を派遣する。また、作業要員として県職員の派遣が必要な場合は、各振興局等と連携し、支援物資の荷下ろし・仕分け・積載に係る人員の派遣について調整を行う。

物資連絡員は、物資支援班から必要事項の情報伝達を受け、施設管理者等との施設利用に係る調整や物資の確認等に当たるとともに、施設管理者や拠点内物流専門家と協力して、物資を搬入・搬出する民間事業者等へ使用区域、利用可能施設等の案内を行う。

【物資支援班と広域物資輸送拠点間における情報の流れ】



(4) 拠点施設の閉鎖

物資支援班は、開設した県物資拠点を閉鎖する場合には、施設管理者に対して、速やかにその旨を連絡する。なお、閉鎖に当たっては、可能な限り原状を回復することとし、物資連絡員、拠点内物流専門家、施設管理者の三者で、施設の状況等を確認する。

(5) 拠点設置に要した経費の負担等

ア 県による経費の負担等

拠点施設の利用に係る経費については、災害救助法、災害対策基本法等の関係法令や協定等に基づいて、国、県、市町村及び防災関係機関が協議の上、適切に負担配分を行う。

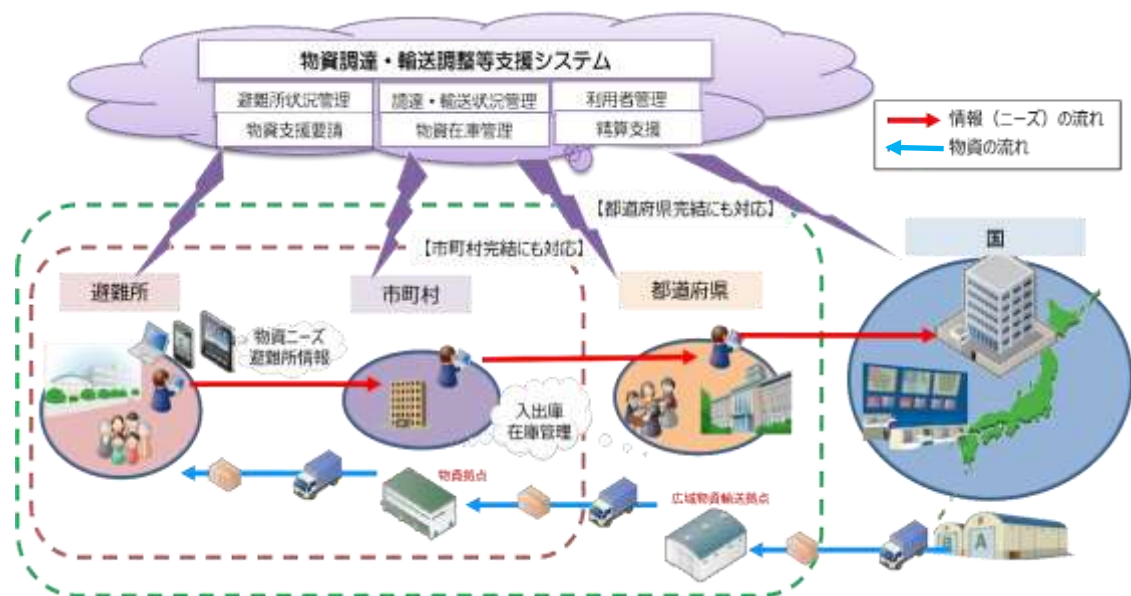
イ 拠点施設の利用により損害が発生した場合の取扱い

拠点施設の利用により、当該施設に損害が発生したことが確認された場合には、原則として県の経費負担により原状回復を行うこととする。原状回復の方法等は、県と施設管理者が協議の上、決定する。

4 物資の調整

物資支援班は、被災市町の物資ニーズを把握し、それに対応した供給を確保するために、国・他自治体・企業等から受入れ・調達を行う。なお、物資の支援要請や調達・輸送調整については、関係機関における情報共有を図るため、「物品調達・輸送調整等支援システム」（以下、「物資システム」という）を活用するものとする。

【物品調達・輸送調整等システム】



(1) 市町の需要把握と供給の確保

ア 需要の把握

市町は、平時から、市町物資拠点、避難所及び備蓄倉庫の在庫情報等を、あらかじめ物資システムに登録しておく。

被災時において、被災市町では必要物資量を調達できない場合、物資システムにより県（物資支援班）に対し、不足する物資の支援を要請する。

物資支援班は、物資システムにより、支援物資の需要を把握する。

イ 供給の確保

県は、平時から、県物資拠点及び備蓄倉庫の在庫情報等を、あらかじめ物資システムに登録しておく。

物資支援班は、県備蓄物資及び県物資拠点における物資の在庫状況を確認し、需要に対して不足が見込まれる場合は、国・他自治体・企業等からの受入れ・調達、又は大口義援物資の受

入れにより不足する品目・数量を確保する。

なお、確保情報については、都度、物資システムへの登録を行い、常に最新の在庫情報を確認できるようにする。

ウ 需給調整

市町の需要に対して適切に物資を供給するため、需要状況及び物資の確保状況（県備蓄倉庫及び県物資拠点の在庫情報）の現状と将来予測を照合し、物資の過不足状況を正確に把握し、需給調整を行う必要がある。

需給調整は支援物資の個々の品目別の過不足情報に基づいて行うが、過剰又は過剰になる可能性が高いと判断された品目は受入れ・調達を停止し、又は、提供を辞退する。

(2) 市町への供給量・搬送先の決定

物資支援班は、市町の需要及び供給の確保の状況から、市町物資拠点ごとの配分計画（供給量、到着予定日時及び搬送先）を決定する。

搬送先を決定するに当たっては、原則、市町物資拠点への輸送とするが、被害状況等により市町物資拠点から避難所等への搬送が困難な場合には、避難所等へ直接輸送するものとする。

物資支援班は、決定した配分計画を市町へ通知するとともに、物資システムを活用し、県物資拠点管理担当（拠点内物流専門家もしくは物資連絡員を想定）に対し、調達物資の搬出及び市町物資拠点への輸送に関する指示を行う。

県物資拠点の入出庫・保管情報等の物資システムへの登録については、県物資拠点管理担当において行うものとする。

(3) 物資調整に関する情報管理

物資支援班は、物資調整業務に必要となる県物資拠点内の在庫管理情報、空きスペース又は空き見込み情報、輸送状況（出発時間、到着見込み時間、途中経過状況）等について、物資システム及び県物資拠点管理担当から収集し、情報管理の上、班全体で情報共有を図る。

(4) 義援物資の受入れ

物資支援班は、企業等からの大口義援物資の申出に対し、品目・数量等の提供情報を集約・整理するとともに、物資の過不足状況や県物資拠点の空きスペース状況等を踏まえ、受入れの可否について判断する。受入れを決定した場合は、受入れ先を相手方に案内し、物資の受入れ・管理を行う。

但し、個人を中心とした小口の義援物資は、物資滞留等の原因になることから、提供の申出は原則として受け付けない。

(5) 配慮事項

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。その他、食料品や医薬品等の冷温管理が必要となる物資については、長崎県冷蔵倉庫協会との協定を活用し、冷蔵倉庫への保管等を検討する。

5 物的支援の応援要請

(1) 協定締結事業者からの物資調達

物資支援班は、市町からの要請があった場合は、県内の協定締結事業者に対し、必要とする品目、数量及び搬送先を示し、物資の供給を要請する。

(2) 知事会等に対する応援要請

物資支援班は、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づき、九州・山口9県被災地支援対策本部長（事務局：九州地方知事会会長県）に物資の支援を要請する。

また、同協定では十分に実施できない場合は、「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」又は「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、九州・山口9県被災地支援対策本部長を通じて物資の支援を要請する。

他県への物資輸送等に対応できる事業者をあらかじめリストアップし、九州・山口各県で共有しておく。また、運用手続きや、迅速な輸送を行うための輸送物資の表示方法等について、ルールを決めるよう検討しておく。

(3) 国に対する応援要請

物資支援班は、上記（1）、（2）によっても物資が不足する場合は、国（各省庁、現地災害対策本部が設置されている場合は同本部）に対し、原則、「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、物資の調達を要請する。

6 輸送手段の確保

物資支援班は、決定した配分計画に基づき、県物資拠点から市町物資拠点や避難所に向けて物資の輸送を行う。

物資の輸送は車両を原則として、輸送計画（緊急輸送道路ネットワーク計画）に基づく緊急輸送道路により行う。車両での輸送が困難な場合は、鉄道、船舶、航空機（ヘリコプター）等による輸送を検討し、その際の輸送手段の確保は、関係所属を通じて協力を要請する。

なお、被害状況等により民間物流事業者による輸送が困難な場合は、総務対策班（救助係）を通して自衛隊による物資の輸送を要請する。

(1) 輸送車両の確保

ア 車両確保に関する要請は、物資輸送に係る協定等に基づき行うこととする。この際、市町のための輸送力の確保・配分について留意する。

イ 支援要請の連絡を受けた物流事業者は、速やかに対応可能な車両等を県に報告する。また、荷役作業等のために必要な人員・荷役機器・資器材等を提供する。

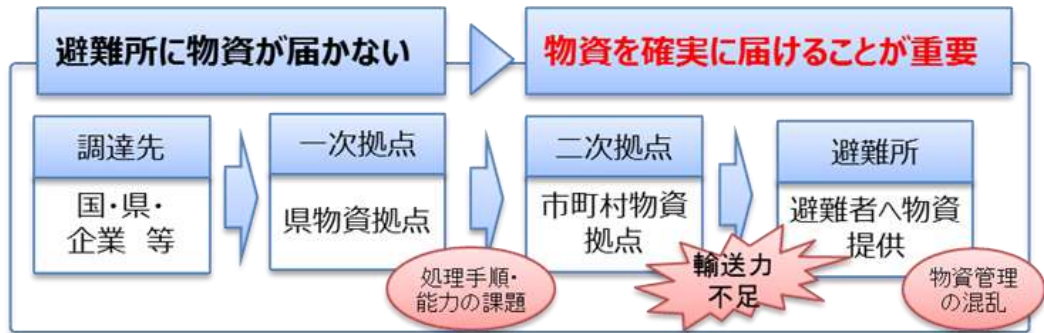
ウ 物資支援班は、確保した車両について、必要に応じて緊急通行車両確認標章等の交付に関する手続等を行う。

(2) 避難所等までの輸送

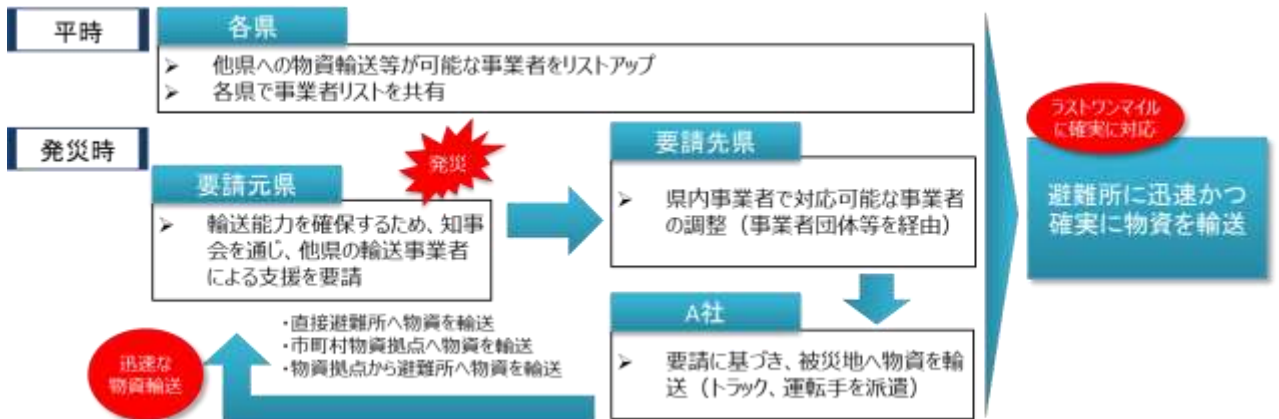
市町は、市町物資拠点に配分された物資を当該市町の避難所等に輸送し、被災者へ配布する。なお、被害状況等により市町物資拠点から避難所等への搬送が困難な場合には、市町は県（物資支援班）に対し、搬送を要請することができる。

熊本地震においては、市町村物資拠点から各避難所への物資提供ができなかったことから（ラストワンマイル問題）、民間物流事業者の協力（ノウハウや資機材、マンパワー）による迅速な搬送に努める。

【ラストワンマイル問題】



【対策イメージ】



7 自動車燃料の確保

緊急輸送車両の燃料を確保する必要がある場合は、産業労働班は、優先的に燃料の供給を行うよう長崎県石油協同組合に要請する。それでも確保が困難な場合は、政府災害対策本部（内閣府）もしくは政府現地対策本部に対し、燃料供給を要請する。

第7章 災害ボランティアの受入れ

1 基本的な考え方

大規模な災害が起こったとき、被災者の膨大なニーズに応えるためには、行政のみでは十分な対応が困難であり、柔軟に対応できる災害ボランティア（以下、この章において「ボランティア」という。）との連携が必要不可欠となる。

また、地震、水害、台風、火山噴火など災害の種類やその規模、時期によって被害は異なるため、平常時から県及び市町は、県域や市町域で県・市町社会福祉協議会や関係機関等とのネットワークを築き、災害時には、市町社会福祉協議会は災害ボランティアセンターを設置して、ボランティアを受け入れる体制を整備する。

2 ボランティアの受入れ整備と組織

市町及び市町社会福祉協議会は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時からボランティア団体等との連携を図り、ボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について、事前の検討を進める。

また、県は「長崎県災害ボランティア連絡会（事務局：県社会福祉協議会）」と連携し、関係機関やボランティア団体等と意見交換を行い、ボランティアが最大限活動できる環境を整備する。

(1) 長崎県災害ボランティア連絡会の組織運営委員

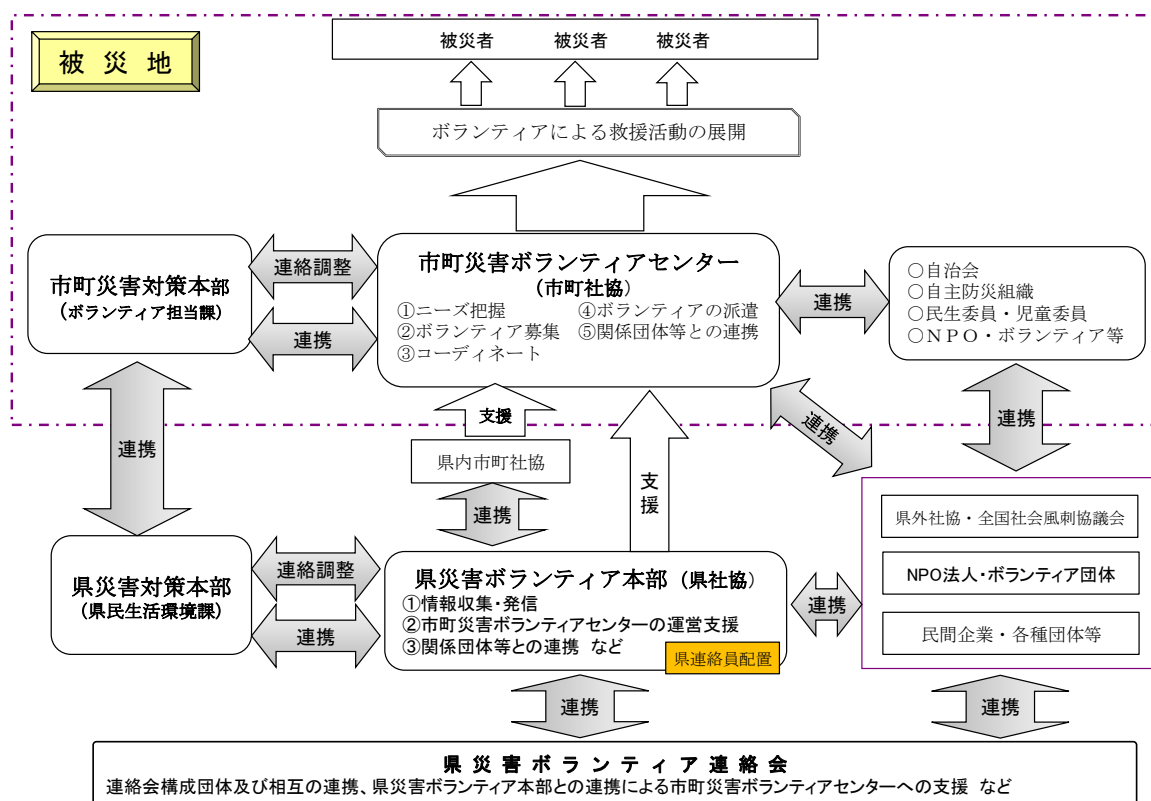
<運営委員>

- ア 特定非営利活動法人島原ボランティア協議会
- イ 長崎県共同募金会
- ウ 長崎県市町社会福祉協議会連絡協議会
- エ 長崎県社会福祉協議会
- オ 長崎県生活協同組合連合会
- カ 長崎県民生委員児童委員協議会
- キ 公益社団法人日本青年会議所九州地区長崎ブロック協議会
- ク 日本赤十字社長崎県支部
- ケ 日本労働組合総連合会長崎県連合会（連合長崎）
- コ 佐世保市災害ボランティアネットワーク連絡協議会
- サ 特定非営利活動法人日本防災士会長崎県支部
- シ 長崎県（県民生活環境課）
- ス 公益財団法人県民ボランティア振興基金

(2) 事業内容

災害時における被災者救援のためのボランティアの円滑な活動、平常時における災害ボランティア関係研修をはじめとした防災、減災のための普及啓発活動の効果的な実施及び関係団体等の連携・協力の推進を図る。

(3) 体制図



3 県災害ボランティア本部と市町災害ボランティアセンターの設置

県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会は、被災状況を確認のうえ、必要に応じて「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（平成 27 年 3 月）」を活用し、それぞれ、県災害ボランティア本部、市町災害ボランティアセンターを設置・運営する。

(1) 県災害ボランティア本部の設置

ア 県災害ボランティア本部の立ち上げ

- ① 県民生活環境部生活班（県民生活環境課）は、大規模な災害が発生して、多くのボランティアが被災地に駆けつけることが想定される場合、被災状況の情報収集を行い、県社会福祉協議会へ情報提供を行う。
- ② 県社会福祉協議会は、ボランティアによる被災者救援活動が必要な場合は、県災害ボランティア本部を設置する。
- ③ 県災害ボランティア本部の設置場所は、長崎県総合福祉センター内とするが、被災により同地に設置できない場合は、代替場所に設置する。

<発災後のスケジュール>

発災から 2 4 時間以内	県災害対策本部との連絡調整 災害状況の把握
発災から 7 2 時間以内	市町災害ボランティアセンターの設置支援 ボランティアニーズの把握

	長崎県災害ボランティア連絡会の招集 県災害ボランティア本部の設置 市町災害ボランティアセンターの運営支援
--	--

<県災害ボランティア本部立ち上げの手順>

- a 長崎県災害ボランティア連絡会において、会長である県社会福祉協議会が、県民生活環境課、副会長と設置を協議して決定
- b 県災害ボランティア本部を設置する施設の安全確認、資機材、電話番号、体制等の確保
- c 組織体制、配置職員の決定
- d 被災地外への協力要請
- e 情報受発信の準備
- f 設置の周知

イ 県災害ボランティア本部の機能

- ① ボランティアの受入れ等について、関係機関との調整を行う。
- ② 県災害対策本部、市町災害対策本部、市町災害ボランティアセンター、関係機関等が持つ情報や被災地外から発信される情報を収集する。
- ③ 収集した情報を整理・分析し、被災地の状況やボランティア活動の需給状況を把握し、支援要請が必要なものについては、該当する関係機関等に要請する。
- ④ 被災地の外に向けて、ボランティアの受入れに係る情報を発信する。

ウ 市町災害ボランティアセンターへの運営支援

- ① 県災害ボランティア本部は、市町災害ボランティアセンターの運営に必要な連絡調整を、県災害対策本部と行う。
- ② 県災害ボランティア本部は、市町災害ボランティアセンターだけでは対応できない課題やニーズに対する支援要請について調整する。（コーディネーター等の派遣や、ボランティア活動用資器材の支援など）
- ③ 長崎県災害ボランティア連絡会の構成団体は、ボランティア活動に必要な支援を行う。
- ④ 長崎県災害ボランティア連絡会の構成団体に支部がある場合は、市町災害ボランティアセンターの設置及び運営に対して支援する。

(2) 市町災害ボランティアセンターの設置

ア 市町災害ボランティアセンターの立ち上げ

災害が発生し、ボランティアによる被災者救援活動が必要と考えられる場合、市町社会福祉協議会は、市町災害対策本部及び長崎県社会福祉協議会と協議し、市町災害ボランティアセンターを設置する。

イ 市町災害ボランティアセンターの主な業務

① ニーズの把握と情報発信

市町災害ボランティアセンターの運営、避難所等の施設運営等に係るボランティア需要の把握を行い、それに基づく人員の調整やボランティア情報を発信する。

- ② ボランティアの受入れ及び登録
 - a 駆けつけたボランティアの受入れ及び登録を行う。
 - b ボランティア活動の留意点などのオリエンテーションを行う。
- ③ ボランティアのマッチング
ニーズに応じたマッチングを行い、ボランティアを派遣する。また、必要な資材の提供を行う。
- ④ その他、ニーズに基づく活動を行うとともに、ボランティア活動の安全に配慮する。また、必要に応じて、活動拠点で使用する物資の確保などを行う。

4 県及び市町の役割

(1) 県の役割

ア 県民生活環境部生活班（県民生活環境課）は、県災害ボランティア本部へ職員（連絡員）を派遣し、県災害ボランティア本部、市町災害ボランティアセンター及び庁内関係課との連絡調整並びにボランティア活動の状況に応じた支援を行う。

また、ボランティア活動に必要な資器材や物品の調達、ボランティアの活動拠点となる施設の提供・斡旋など、状況に応じた支援に努める。

イ 専門的な技術を要するボランティアの各担当課（医療政策課、福祉保健課等）は、医療・看護等専門的な技術を要するボランティアの受付窓口として、被災地のニーズ及び公的機関が行う災害救助活動等の適正な情報の提供を行う。

ウ 各地からのボランティアの問い合わせ（上記イの場合を除く）を受けた各課は、受付窓口となるボランティア支援組織（県災害ボランティア本部・市町災害ボランティアセンター）に回付するとともに、県民生活環境部生活班（県民生活環境課）へ連絡する。

(2) 市町の役割

ア 市町（ボランティア担当課）は、市町災害ボランティアセンター、地元の団体をはじめとするNPO、NGO等との積極的な連携を図り、情報を共有する場を設置するなどして定期的な情報共有・連絡調整を行い、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。

イ 市町には、市町災害ボランティアセンターの設置場所や活動に必要な情報・資器材等の提供、職員派遣等による運営支援が期待される。

第8章 その他

1 市町における受援体制の整備

県は、市町において、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月 内閣府（防災担当）策定）等に基づき、本計画との整合を図った上で、早期に受援に関する体制整備がされるよう支援する。

2 自助・共助の促進

市町が応急対策や復旧等に必要な行政事務を実施していくためには、広域的な支援とともに、住民による自主的な避難所運営やNPO、ボランティア団体等との連携が重要であり、県は、県民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図るとともに、市町が進める自主防災組織の主体的な活動を積極的に支援する。

《応援・受援に関する主な用語集》

緊急消防援助隊	消防組織法第 44 条第 1 項に規定される災害発生市町村の消防の応援又は支援を行うため、同法第 45 条に基づき、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される応援部隊のこと。
警察災害派遣隊	大規模災害発生時に被災地等で活動する警察による応援部隊のこと。 情報収集、避難誘導、救出救助、検視・死体検分・身元確認、緊急交通路の確保、行方不明者の捜索、治安維持、情報伝達、通信確保等を行う。
TEC-FORC (緊急災害対策派遣隊)	大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大や二次災害の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を実施する国土交通省職員による応援部隊のこと。
DMAT (災害派遣医療チーム)	災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームのこと。 医師、看護師、業務調整員(医師・看護師以外の医療職及び事務職員)で構成され、厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた職員により構成される。
JMAT (日本医師会災害医療チーム)	日本医師会からの依頼により全国の都道府県医師会が編成するチームのこと。 主に災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援などの直接的な活動及び避難所の公衆衛生、被災者の栄養状態や派遣先地域の医療ニーズの把握対処、被災地の医療機関への円滑な引き継ぎ等を行う。
DPAT (災害派遣精神医療チーム)	被災地域において精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門チームのこと。 精神科医、看護師、業務調整員で構成され、被災地域内の災害拠点病院、災害拠点精神科病院、保健所、避難所等で活動する。
DHEAT (災害時健康危機管理支援チーム)	健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整などの専門的研修・訓練を受けた都道府県及び指定都市の職員によって組織される。 被災都道府県等の本庁及び保健所に設置される健康危機管理組織の庁による指揮調整機能を補佐する。
DCAT (災害介護派遣チーム)	災害時に要援護者の避難生活以降に予想される生活困難から命を守るため、福祉避難所や介護保険事業所等でのケア、生活環境に配慮した対応や支援の実施、福祉ニーズの把握と情報発信を行うチームのこと。
JRAT (大規模災害リハビリテーション支援チーム)	災害時において、災害弱者、新たな障害者、被災高齢者等の生活不活発に伴う災害関連疾患の予防と対策を行うため、避難所や施設等において支援活動を実施する。
JDA-DAT (日本栄養士会災害支援チーム)	緊急栄養補給物資の支援など状況に応じた栄養・食生活支援活動を通じて被災地支援を行うためのチームのこと。